

特定最低賃金（4業種）の改正決定の必要性の有無に係る報告文写

(北海道地方最低賃金審議会運営小委員会からの報告文)



令和2年8月11日

北海道地方最低賃金審議会

会長 加藤 智章 殿

北海道地方最低賃金審議会

運営小委員会

委員長 加藤 智章

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月27日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。



令和2年8月11日

北海道地方最低賃金審議会
会長 加藤 智章 殿

北海道地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 加藤 智章

北海道鉄鋼業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月27日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道鉄鋼業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。



令和2年8月11日

北海道地方最低賃金審議会
会長 加藤 智章 殿

北海道地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 加藤 智章

北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具
製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月27日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。



令和2年8月11日

北海道地方最低賃金審議会
会長 加藤 智章 殿

北海道地方最低賃金審議会
運営小委員会
委員長 加藤 智章

北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金の
改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和2年7月27日北海道地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を行った結果、北海道船舶製造・修理業、船体ブロック製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、別紙のとおりである。

北海道地方最低賃金審議会運営小委員会名簿（第48期）

区分	氏名	現職
公益代表委員	いわ なみ かず え 岩 波 和 枝	特定社会保険労務士
	◎ か とう とも ゆき 加 藤 智 章	北海道大学大学院法学研究科 特任教授
	○ かめ の じゅん 亀 野 淳	北海道大学高等教育推進機構 准教授
労働者代表委員	おお いそ ふ み ひこ 大 磯 扶三彦	UAゼンセン北海道支部 次長
	さい とう つとむ 齊 藤 勉	日本労働組合総連合会北海道連合会 副事務局長
	やま だ しん ご 山 田 新 吾	日本労働組合総連合会北海道連合会 組織労働局長
使用者代表委員	くわ はら たかし 桑 原 崇	北海道経済連合会 労働政策局長
	つかの め まこと 柄 目 誠	北海道中小企業団体中央会 事務局長兼連携支援部長
	もり やま やす ふみ 守 山 泰 史	北海道商工会議所連合会 事務局長

(注1) 公・労・使委員は五十音順

(注2) ◎は委員長、○は委員長代理